

**臨時  
措置**

## 市指定ごみ袋の不足による 臨時措置について

現在、市指定のごみ袋が一時的に品薄となっているため、手に入らない場合に限り、下記の袋を**臨時的に使用可能**とします。

### ○ 利用可能な袋

#### 中身が見える袋



中身がこぼれないように  
口をしばれるもの

透明の袋

半透明の袋

### × 利用できない袋

#### 他市町村のごみ袋

#### 中身が見えない袋



黒色など  
中身が見えない  
色付きの袋

紙製の袋や土嚢袋など  
水分が染み出す  
可能性のある袋

### サイズの 規定

ごみ袋のサイズは、

**30L**または**45L**をご使用ください。

※上記以外のサイズは使用できません。

**臨時措置期間 令和8年5月21日(木)～令和8年6月30日(火)**

ごみの分別は通常どおりお願いします。  
ルールを守って、適切なごみ出しにご協力をお願いします。



この措置は、市指定ごみ袋の安定供給までの間の臨時的な対応です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】  
新城市役所 生活環境課  
TEL:0536-23-7629